## ○千葉県立文化会館管理規則(昭和四十二年千葉県規則第五十四号)◎千葉県立文化会館管理規則の一部を改正する規則が明対照表

音響装置(削る。)	(略)	/マシン専用液	効果器	カッターピンスポットライ ()	トットライ・小ホール用・・	ピンスポ 大ホール用 一・		(削る。)	用料 (略)	帯設備利(削る。)	千葉県文 舞台設備 (略)	の名称 区分	別表第一(第八条第一項)	改正後
		実費	一千六百三十	(略)	台三千三百円	台    六千六百円						単位 額		
						照明			用料	帯設備利	千葉県文舞台	の名称金	別表第一(第八条第一	
音響装置 デープレ コーダー 再生用 ステレオ 録音用	(略) オーバー。	(新設)	(新設) (新設)	ト カッターピンスポットライ	トライト 小ホール用	<u>クセノン</u> 大ホール用 照明器具 (略)		大太競台	(略)	オーケストラ用ひな壇	舞台設備 (略)	区分	(第一項)	改正前
一一一台台台	台		(略)	(略)	台	一台	,	一 一 式		一式		単 位	-	
円 七 十 二 百 九 十 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	二千六百十円				三千三百円	六千六百円	1 1.	千二百九十円		円 七千八百九十		額		

		(略)	
千二百九十円	基	補助拡声装置	
千二百九十円	一式	小ホール用	
三千九百三十	一式	大ホール用	拡声装置
			(略)
			(削る。)
円七千八百九十	一式	コンデンサーマイ	クロホン
			(略)
			(削る。)
			(略)
			(削る。)
			(削る。)
			(略)
二千百円	一台	再生用	コーパーステーダーレデン
二千六百十円	一石	録音用	ソリッド
		F)	ーレオス コーデープ
		(略)	マン
			į
			(略)

			拡声装置	(略)	クロホン	(略)	/ 略)	二点づり	ヤーコンパク	(各)	(新設)	レコーディ   カテーディ	デジタル	(略)	コーダー
(略)	カ六十ワット)補助拡声装置(出	六十ワット)	六百ワット)	イーマイクロホン	コンデンサーマイ		/ / フ ュ ト	マイクロホン装置	トディスクプレー			(略)	(略)		再生用
	基	式	一式	本	本	7.	<u> </u>	一式	一台						台
	千二百九十円	千二百九十円	三千九百三十	千六百三十円	円 七千八百九十			千二百九十円	二千百円						二千六百十円

		映写設備	(略)		中継設備
	スクリーン	(略)		舞台監督室	(略)
	一回			一式	
	二千六百十円			二千六百十円	
		映写設備	(略)		中継設備
クタースライドプロジェ	スクリーン	(略)		中継室	(略)
□	一回			一式	
二千六百十円	二千六百十円			二千六百十円	